

後見制度支援預金

ご利用いただける方	・ 家庭裁判所が「指示書」を交付した方
対象商品	・ 普通預金 または 普通預金無利息型（決済用預金）
期間	・ 期間の定めはありません
預入(1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要となります。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法 (1) 出金 (2) 定額自動送金	・ 随時払戻可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要となります。 ・ 入院費や生活費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ・ 自動振込等により、指定された間隔で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利息(1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 適用金利につきましては、各信用金庫にて異なりますので、お取引金融機関にご確認ください。 ・ 年 2 回、各信用金庫所定の日に利払いします。 ・ 毎日の最終残高 100 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税金	・ 利息には 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）がかかります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※なお、マル優のご利用はできません。
手数料	・ 管理手数料・解約手数料はかかりません。 ◇次の項目につきましては、所定の手数料がかかります。 ※手数料は、各信用金庫にて異なりますので、お取引金融機関にご確認ください。 ・ 通帳の再発行時には所定の再発行手数料がかかります。 ・ 定額自動送金の新規契約を行う場合は、所定の契約手数料がかかります。 ・ 定額送金をする場合は、振込の都度、所定の振込手数料がかかります。 ・ 出金および解約金を振り込む場合は、所定の振込手数料がかかります。
付加できる特約事項	・ 「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。
預金保険制度	・ 預金保険制度の対象商品です。
金利情報の入手方法	・ 窓口または各信用金庫ホームページでご確認ください。
その他参考となる事項等	・ 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・ 「指示書」の交付申請は、成年後見人、未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に行ってください。 ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキング、テレホンバンキング等のご契約はできません。 ・ 本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・ キャッシュカードは発行できません。 ・ A T Mでの利用はできません。（窓口でのお取扱いに限定します） ・ 現金でのお支払いはできません。（管理口座への振替となります）